

令和5年度 京成本線荒川橋梁架替に係る事業調整協議会

< 書面開催 >

議事次第

議事

- (1) 京成本線荒川橋梁架替事業における用地買収の進捗状況 【資料-1】
- (2) 京成本線荒川橋梁架替事業における工事の進捗状況 【資料-2】
- (3) 京成本線荒川橋梁周辺部の堤防切り欠き部の対策 【資料-3】

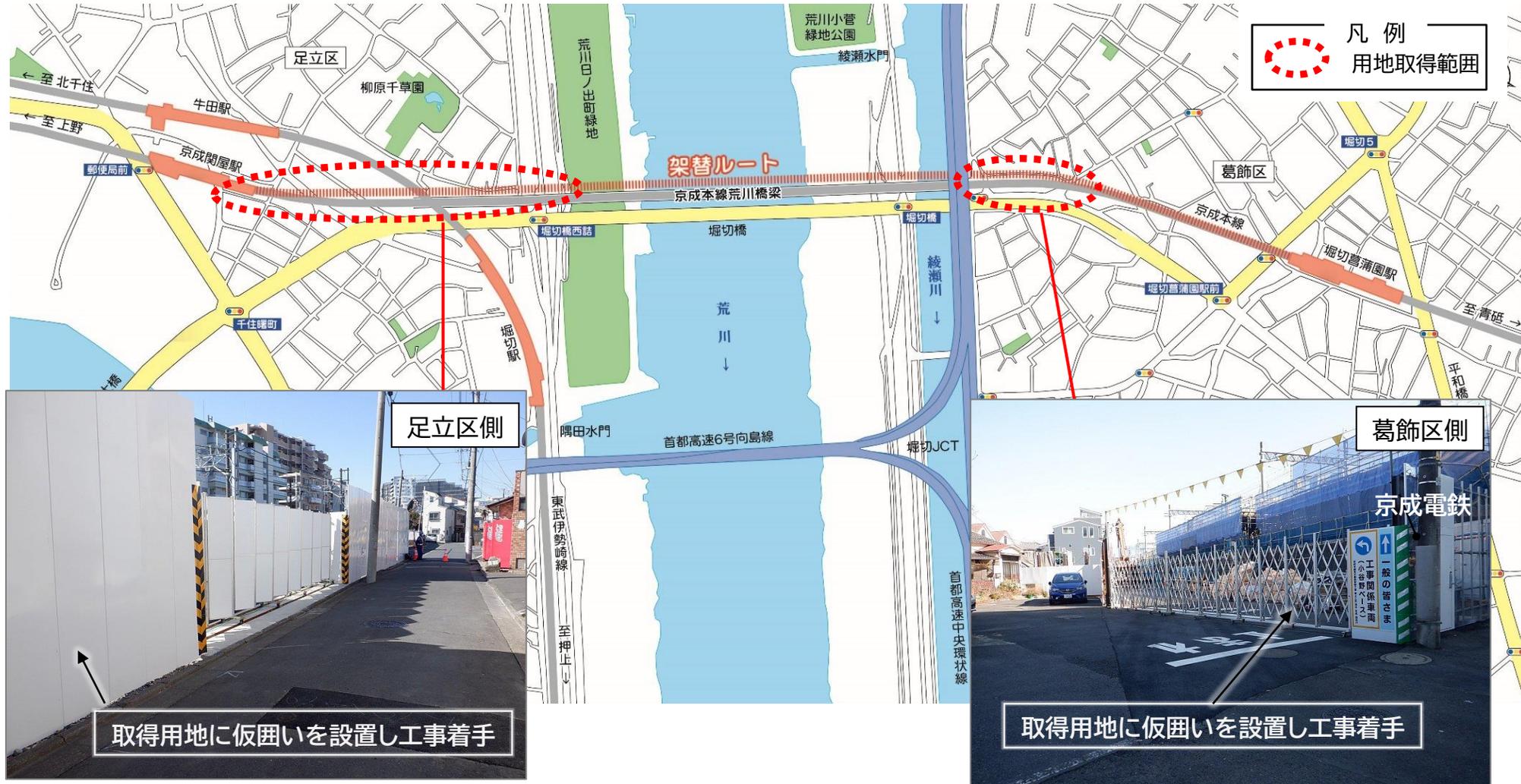
<参考資料>

- 京成本線荒川橋梁架替に係る事業調整協議会 設立趣意書 【参考資料-1】
- 京成本線荒川橋梁架替に係る事業調整協議会 規約 【参考資料-2】

京成本線荒川橋梁架替事業における用地買収の進捗状況

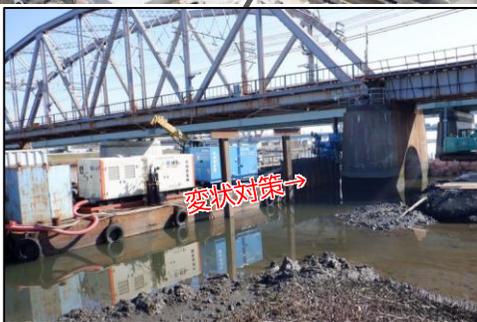
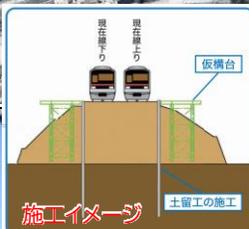
【資料1】

- 堤内地の用地取得(事業用地及び施工ヤード)については、平成28年度に現地測量、平成29年度に用地調査を開始し、令和元年度から用地買収の契約を行っています。
- 令和6年1月末日時点の買収部分における用地取得率は、約86%です。



京成本線荒川橋梁架替事業における工事の進捗状況(R6年1月末時点) 【資料2】

- 足立区側アプローチ部(1工区)において、京成関屋駅仮ホーム等の仮設工、盛土撤去の仮設工(仮構台)等を実施中
- 河川部(2・3工区)において、左岸側橋脚(P6-2)及び右岸側橋脚(P6-1)の変状対策工を実施中
- 葛飾区側アプローチ部(4工区)において、盛土撤去の仮設工(土留杭の孔壁防護)を夜間工事で実施中



【1工区】盛土撤去の仮設工(仮構台)

【2工区】P6-1の仮設工(変状対策)

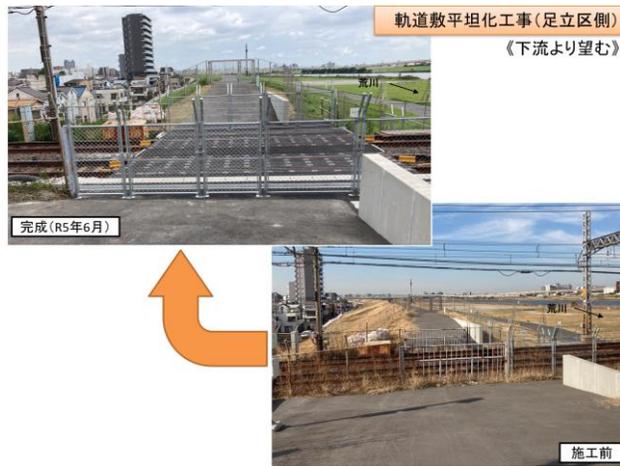
【3工区】P6-2の仮設工(変状対策)

【4工区】盛土撤去の仮設工(土留杭等)

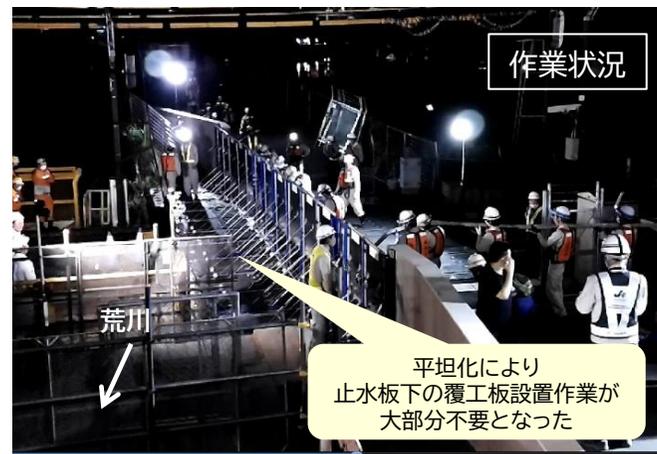
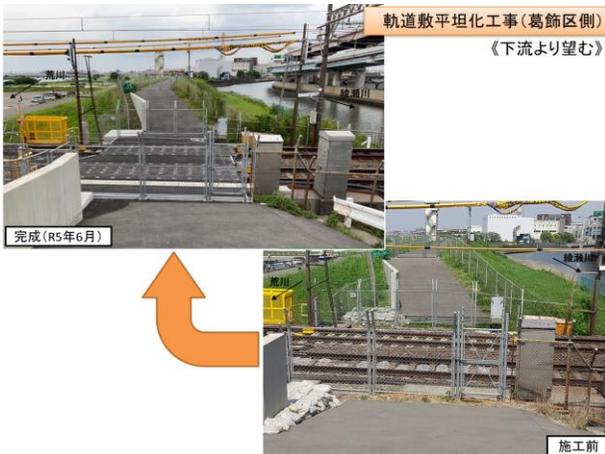
京成本線荒川橋梁周辺部の堤防切り欠き部の対策(水防訓練) 【資料3】

- 令和5年6月24日(土)午前1時から、京成本線荒川橋梁部において、足立区、葛飾区が水防訓練を実施しました。
- 鉄道事業者による線路閉鎖後、各区長の作業開始指示により、水防活動手順書に基づき越水防止対策を設置。
- 橋梁架替工事との連携(資機材搬入路として軌道敷を平坦化)により、資機材の搬入や止水板設置作業の効率化が図れました。

【足立区】



【葛飾区】



京成本線荒川橋梁架替に係る事業調整協議会
設立趣意書

京成本線荒川橋梁(以下「本橋梁」という。)の架替事業については、平成16年度に国の特定構造物改築事業として採択され、平成28年3月に策定された荒川水系河川整備計画でも、洪水の安全な流下の阻害となっている本橋梁の架替えが位置づけられている。

本橋梁の架替工事を行うにあたっては、沿線の密集市街地での施工となり地域に与える影響が大きいことから、これまでに構造形式の検討、概略設計、施工計画、環境への影響検討等について慎重に検討を実施してきており、現在、詳細設計、用地の取得を進めているところである。

この度、早期に沿川地域の安全、安心の確保を図るため、関東地方整備局及び京成電鉄株式会社が事業主体として実施している本橋梁の架替事業に係る諸課題について、東京都、荒川沿川の墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区と共有し、課題の解決に向けて連携・協力等することにより、早期の架替工事の着手、円滑な事業の推進等を目的として協議会を設置する。

京成本線荒川橋架替に係る事業調整協議会 規約

(名称)

第1条 この協議会は、「京成本線荒川橋架替に係る事業調整協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、関東地方整備局及び京成電鉄株式会社が事業主体として実施する、京成本線荒川橋梁架替事業(以下「本事業」という。)に係る諸課題について、東京都、荒川沿川の墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区と共有し、課題の解決に向けて連携・協力等することにより、早期の架替工事の着手、円滑な事業の推進等を目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる協議会構成員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 協議会の庶務を行うため、関東地方整備局荒川下流河川事務所に事務局を置き、協議会の招集、運営等を行う。
- 3 事務局は、必要に応じて構成員以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 本事業の進捗状況の報告。
- 2) 本事業の理解と協力を求めるための説明・広報活動等の調整。
- 3) 本事業の課題の解決に向けた連携・協力等の調整。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる幹事会構成員をもって構成し、協議会の運営に必要な事項を審議する。

(議事概要)

第6条 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、構成員の確認を得た後、公開するものとする。

(協議会の公開)

第7条 協議会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、議事内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り公表しないものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 この規約は、令和2年11月17日から施行する。

別表1(協議会)

【協議会構成員】

国土交通省関東地方整備局 河川部長
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
京成電鉄株式会社 鉄道本部 建設部長
東京都建設局 河川部長
墨田区長
江東区長
足立区長
葛飾区長
江戸川区長

別表2(幹事会)

【幹事会構成員】

国土交通省関東地方整備局 河川部 河川調査官
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
京成電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 建設課長
東京都建設局 河川部 計画課長
墨田区 都市整備部長
江東区 土木部長
足立区 都市建設部長
葛飾区 都市整備部長
江戸川区 土木部長